○財務省告示第二百九十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
［略］					［同左］				
03.01 ～ 03.05		［略］			03.01 ～ 03.05		［同左］		
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）			03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［略］					［同左］		
0306.11 ～ 0306.39		［略］			0306.11 ～ 0306.39		［同左］		
		－その他のもの					－その他のもの		
0306.91		［略］			0306.91		［同左］		
0306.92	000	－－ロブスター（ホマルス属のもの）		KG	0306.92		－－ロブスター（ホマルス属のもの）		
						010	－－－くん製したもの		KG
						090	－－－その他のもの		KG
0306.93		［略］			0306.93		［同左］		
0306.94	000	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		KG	0306.94		－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		
						010	－－－くん製したもの		KG
						090	－－－その他のもの		KG
0306.95		［略］			0306.95		［同左］		
0306.99		［略］			0306.99		［同左］		

03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） －かき			03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） －かき				
0307.11		［略］			0307.11		［同左］				
0307.12		－－冷凍したもの			0307.12	000	－－冷凍したもの		KG		
	100	－－－完全に殻を除いたもの		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
0307.19 ～ 0307.99		［略］			0307.19 ～ 0307.99		［同左］				
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［略］			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［同左］				
0308.11 ～ 0308.29		［略］			0308.11 ～ 0308.29		［同左］				
0308.30	000	－くらげ（ロピレマ属のもの）		KG	0308.30		－くらげ（ロピレマ属のもの）				
						100	－－くん製したもの		KG		
						900	－－その他のもの		KG		
0308.90		［略］			0308.90		［同左］				
03.09		［略］			03.09		［同左］				
［略］					［同左］						
15.01 ～ 15.04 15.05		［略］			15.01 ～ 15.04 15.05		［同左］				

1505.00	000	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		KG	1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
						100	－ラノリン		KG
						900	－その他のもの		KG
15.06					15.06				
～		［略］			～		［同左］		
15.22					15.22				
［略］					［同左］				
16.01					16.01				
～		［略］			～		［同左］		
16.04					16.04				
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10					1605.10				
～		［略］			～		［同左］		
1605.40					1605.40				
		－軟体動物					－軟体動物		
1605.51		－－かき			1605.51		－－かき		
	100	－－－気密容器入りのもの		KG		100	－－－気密容器入りのもの		KG
		－－－その他のもの				900	－－－その他のもの		KG
	910	－－－－バッター液、パン粉又はこれらに類するもので覆ったもの（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		KG					
	990	－－－－その他のもの		KG					
1605.52		－－スキャロップ（いたや貝を含む。）			1605.52	000	－－スキャロップ（いたや貝を含む。）		KG
	100	－－－干し貝柱		KG					
	900	－－－その他のもの		KG					
1605.53					1605.53				
～		［略］			～		［同左］		
1605.69					1605.69				
［略］					［同左］				
19.01					19.01				
～		［略］			～		［同左］		
19.03					19.03				

19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10					1904.10				
〜		［略］			〜		［同左］		
1904.30					1904.30				
1904.90		－その他のもの			1904.90		－その他のもの		
		－－米のもの				010	－－米のもの		KG
	011	－－－小売用の容器入りにしたもので１包の正味重量が４００グラム以下のもの（冷凍保存が必要なものを除く。）		KG					
	019	－－－その他のもの		KG					
	090	－－その他のもの		KG		090	－－その他のもの		KG
19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
1905.10					1905.10				
〜		［略］			〜		［同左］		
1905.40					1905.40				
1905.90		－その他のもの			1905.90		－その他のもの		
	100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		KG		100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		KG
	800	－－その他のもの（冷凍保存が必要なものに限る。）		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
21.01		［略］			21.01		［同左］		
21.02		［略］			21.02		［同左］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10					2103.10				
〜		［略］			〜		［同左］		

2103.30					2103.30				
2103.90		－その他のもの			2103.90		－その他のもの		
	100	－－味噌		KG		100	－－味噌		KG
	200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		KG		200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		KG
	300	－－ウスターソースその他これに類する物品		KG		300	－－ウスターソースその他これに類する物品		KG
	400	－－マヨネーズ		KG		400	－－マヨネーズ		KG
	500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		KG		500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		KG
	600	－－醤油をもととした調製品（液状のものに限り、ドレッシングその他これに類する物品を除く。）		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10		－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			2104.10	000	－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		KG
	100	－－即席味噌汁		KG					
	900	－－その他のもの		KG					
2104.20		［略］			2104.20		［同左］		
21.05		［略］			21.05		［同左］		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		［略］			2106.10		［同左］		
2106.90		－その他のもの			2106.90		－その他のもの		
	200	－－豆腐		KG		200	－－豆腐		KG
	300	－－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		KG		300	－－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		KG
	400	－－こんにやく		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
22.01		［略］			22.01		［同左］		
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第２０．０９項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第２０．０９項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			2202.10	000	－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		L

	100	－－炭酸水（果汁の含有量が全重量の１０％未満のものに限る。）		L					
	900	－－その他のもの		L					
		［略］					［同左］		
2202.91		［略］			2202.91		［同左］		
2202.99		［略］			2202.99		［同左］		
22.03					22.03				
～		［略］			～		［同左］		
22.09					22.09				
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01					28.01				
～		［略］			～		［同左］		
28.49					28.49				
28.50					28.50				
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）		KG
	100	－窒化ガリウム		KG					
	900	－その他のもの		KG					
28.52		［略］			28.52		［同左］		
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		－その他のもの			2853.90		－その他のもの		
	100	－－リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		KG		100	－－リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		KG
	200	－－砒化ガリウム		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01		［略］			29.01		［同左］		

29.02		［略］			29.02		［同左］	
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体	
		［略］					［同左］	
2903.11					2903.11			
〜		［略］			〜		［同左］	
2903.69					2903.69			
		－非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）					－非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	
2903.71					2903.71			
〜		［略］			〜		［同左］	
2903.78					2903.78			
2903.79		－－その他のもの			2903.79		－－その他のもの	
		－－－メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの					－－－メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの	
		［削除］				110	－－－－ジクロロフルオロメタン（ＨＣＦＣ－２１）	KG
	120	－－－－クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ－１２４）	KG			120	－－－－クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ－１２４）	KG
	190	－－－－その他のもの	KG			190	－－－－その他のもの	KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの	
	910	－－－－その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）	KG			910	－－－－その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）	KG
	990	－－－－その他のもの	KG			990	－－－－その他のもの	KG
		［略］					［同左］	
2903.81					2903.81			
〜		［略］			〜		［同左］	
2903.99					2903.99			
29.04					29.04			
〜		［略］			〜		［同左］	
29.16					29.16			
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		［略］					［同左］	

2917.11					2917.11						
～		［略］			～		［同左］				
2917.20					2917.20						
		－芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					－芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
2917.32					2917.32						
～		［略］			～		［同左］				
2917.35					2917.35						
2917.36	000	－－テレフタル酸及びその塩		KG	2917.36		－－テレフタル酸及びその塩				
						100	－－－テレフタル酸			KG	
						900	－－－その他のもの			KG	
2917.37		［略］			2917.37		［同左］				
2917.39		［略］			2917.39		［同左］				
29.18					29.18						
～		［略］			～		［同左］				
29.30					29.30						
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物				
2931.10					2931.10						
～		［略］			～		［同左］				
2931.59					2931.59						
2931.90		－その他のもの			2931.90	000	－その他のもの			KG	
	100	－－トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		KG							
	900	－－その他のもの		KG							
29.32					29.32						
～		［略］			～		［同左］				
29.42					29.42						
［略］					［同左］						
37.01					37.01						
～		［略］			～		［同左］				
37.04					37.04						
37.05					37.05						
3705.00		写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るも			3705.00	000	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るも				

		のとし、映画用フィルムを除く。）						のとし、映画用フィルムを除く。）	SM	KG	
	100	－集積回路製造用のフォトマスク及びフォトレチクル	SM	KG							
	900	－その他のもの	SM	KG							
37.06		［略］			37.06		［同左］				
37.07		［略］			37.07		［同左］				
［略］					［同左］						
38.01					38.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
38.17					38.17						
38.18					38.18						
3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの				
	100	－けい素のもの		KG		100	－けい素のもの			KG	
	200	－窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		KG			［新規］				
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの			KG	
38.19					38.19						
〜		［略］			〜		［同左］				
38.27					38.27						
［略］					［同左］						
61.01					61.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
61.10					61.10						
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
6111.20		［略］			6111.20		［同左］				
6111.30	000	－合成繊維製のもの	NO	KG	6111.30		－合成繊維製のもの				
						200	－－パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	PR	KG		
						900	－－その他のもの	NO	KG		
6111.90		［略］			6111.90		［同左］				
61.12					61.12						
〜		［略］			〜		［同左］				

61.17					61.17				
［略］					［同左］				
68.01 ～ 68.03		［略］			68.01 ～ 68.03		［同左］		
68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）			68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
6804.10		［略］			6804.10		［同左］		
		－その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品					－その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品		
6804.21	000	－－凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		KG	6804.21		－－凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		
						100	－－－切断用のもの		KG
						200	－－－研削用のもの		KG
						900	－－－その他のもの		KG
6804.22 ～ 6804.30		［略］			6804.22 ～ 6804.30		［同左］		
68.05 ～ 68.15		［略］			68.05 ～ 68.15		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
69.01		［略］			69.01		［同左］		
69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6902.10		［略］			6902.10		［同左］		
6902.20	000	－アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の			6902.20		－アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の		

		混合物若しくは化合物の含有量が全重量の５０％を超えるもの		MT			混合物若しくは化合物の含有量が全重量の５０％を超えるもの		
						200	－－けい石質のもの		MT
						900	－－その他のもの		MT
6902.90		［略］			6902.90		［同左］		
69.03					69.03				
～		［略］			～		［同左］		
69.14					69.14				
［略］					［同左］				
76.01		［略］			76.01		［同左］		
76.02					76.02				
7602.00		アルミニウムのくず			7602.00		アルミニウムのくず		
	100	－アルミ缶のもの		KG		100	－アルミ缶のもの		KG
	200	－サッシのもの		KG		200	－サッシのもの		KG
		［削除］				300	－切削くず及び打抜きくず		KG
	400	－切削くず		KG			［新規］		
	500	－打抜きくず		KG			［新規］		
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの		KG
76.03					76.03				
～		［略］			～		［同左］		
76.16					76.16				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
～		［略］			～		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
～		［略］			～		［同左］		
8112.69					8112.69				
		－その他のもの					－その他のもの		

8112.92		－－塊、くず及び粉			8112.92	000	－－塊、くず及び粉		KG		
	100	－－－ガリウムのもの		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8112.99		［略］			8112.99		［同左］				
81.13		［略］			81.13		［同左］				
［略］					［同左］						
82.01					82.01						
～		［略］			～		［同左］				
82.06					82.06						
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）			82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）				
		［略］					［同左］				
8207.13					8207.13						
～		［略］			～		［同左］				
8207.70					8207.70						
8207.80		－切削用工具			8207.80		－切削用工具				
	100	－－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG		100	－－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG		
	200	－－作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	NO	KG		200	－－作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	NO	KG		
	300	－－高速度鋼製のもの		KG			－－高速度鋼製のもの				
						310	－－－バイト	NO	KG		
						320	－－－ギヤカッター	NO	KG		
						390	－－－その他のもの		KG		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG		
8207.90		［略］			8207.90		［同左］				
82.08					82.08						
～		［略］			～		［同左］				
82.15					82.15						
［略］					［同左］						
84.01					84.01						

～		［略］				～		［同左］			
84.13						84.13					
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）				84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）			
8414.10						8414.10					
～		［略］				～		［同左］			
8414.70						8414.70					
8414.80		－その他のもの				8414.80		－その他のもの			
	100	－－気体ポンプ	NO	KG			100	－－気体ポンプ	NO	KG	
		－－気体圧縮機						－－気体圧縮機			
	210	－－－往復式のもの	NO	KG			210	－－－往復式のもの	NO	KG	
		［削除］					220	－－－回転式のもの	NO	KG	
	290	－－－その他のもの	NO	KG			290	－－－その他のもの	NO	KG	
	900	－－その他のもの	NO	KG			900	－－その他のもの	NO	KG	
8414.90		［略］				8414.90		［同左］			
84.15						84.15					
～		［略］				～		［同左］			
84.80						84.80					
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）				84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			
8481.10						8481.10					
～		［略］				～		［同左］			
8481.40						8481.40					
8481.80		－その他の物品				8481.80		－その他の物品			
	100	－－鉄鋼製のもの		KG				－－鉄鋼製のもの			
							110	－－－鋳鉄製のもの（可鍛鋳鉄製のものを含む。）		KG	
							190	－－－その他のもの		KG	
	200	－－銅製のもの		KG			200	－－銅製のもの		KG	
	900	－－その他のもの		KG			900	－－その他のもの		KG	

8481.90		［略］			8481.90		［同左］				
84.82					84.82						
〜		［略］			〜		［同左］				
84.87					84.87						
［略］					［同左］						
85.01					85.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
85.04					85.04						
85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド				
		－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの					－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの				
8505.11		－－金属製のもの			8505.11	000	－－金属製のもの		KG		
		－－－ネオジム鉄ほう素磁石									
	110	－－－－ボンド磁石		KG							
	120	－－－－テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		KG							
	190	－－－－その他のもの		KG							
	200	－－－サマリウムコバルト磁石		KG							
	300	－－－サマリウム鉄窒素ボンド磁石		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8505.19		－－その他のもの			8505.19	000	－－その他のもの		KG		
	100	－－－フェライト磁石		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8505.20		［略］			8505.20		［同左］				
8505.90		［略］			8505.90		［同左］				
85.06					85.06						
〜		［略］			〜		［同左］				
85.41					85.41						
85.42		集積回路			85.42		集積回路				
		－集積回路					－集積回路				
8542.31		－－プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理			8542.31		－－プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理				

		回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）						回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）			
	100	－－－実装してないもの		NO		100	－－－実装してないもの		NO		
		－－－その他のもの					－－－その他のもの				
	910	－－－－ハイブリッド集積回路		NO		910	－－－－ハイブリッド集積回路		NO		
		－－－－その他のもの					－－－－その他のもの				
		［削除］				991	－－－－－ＭＰＵ（マイクロプロセッサー）		NO		
		［削除］				992	－－－－－ＭＣＵ（マイクロコントローラー）		NO		
	993	－－－－－ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		NO		993	－－－－－ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		NO		
	999	－－－－－その他のもの		NO		999	－－－－－その他のもの		NO		
8542.32					8542.32						
～		［略］			～		［同左］				
8542.90					8542.90						
85.43					85.43						
～		［略］			～		［同左］				
85.49					85.49						
［略］					［同左］						
90.01					90.01						
～		［略］			～		［同左］				
90.25					90.25						
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第９０．１４項、第９０．１５項、第９０．２８項又は第９０．３２項の機器を除く。）			90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第９０．１４項、第９０．１５項、第９０．２８項又は第９０．３２項の機器を除く。）				
9026.10		［略］			9026.10		［同左］				
9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの			9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの				
		－－電気式のもの					－－電気式のもの				
	120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG		120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG		
	190	－－－その他のもの	NO	KG		190	－－－その他のもの	NO	KG		
	900	－－その他のもの	NO	KG			－－その他のもの				
						910	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG		
						990	－－－その他のもの	NO	KG		

9026.80		［略］			9026.80		［同左］		
9026.90		［略］			9026.90		［同左］		
90.27					90.27				
〜		［略］			〜		［同左］		
90.33					90.33				
［略］					［同左］				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
［略］					［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
［略］					［同左］				
14.01		［略］			14.01		［同左］		
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20		［略］			1404.20		［同左］		
1404.90		－その他のもの			1404.90		－その他のもの		
		－－主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種					－－主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		
		［削除］				110	－－－主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		KG
		［削除］				120	－－－主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		KG
	150	－－－主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）及び主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー					［新規］		

		。束ねてあるかないかを問わない。）		KG				
	130	－－－主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		KG		130	－－－主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	KG
	140	－－－除虫菊かす		KG		140	－－－除虫菊かす	KG
	200	－－－雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		KG		200	－－－雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	KG
	300	－－たぶの木又はへちまのもの		KG		300	－－たぶの木又はへちまのもの	KG
	410	－－水ごけ		KG		410	－－水ごけ	KG
		－－その他のもの					－－その他のもの	
		－－－かしわの葉及びさるとりいばらの葉					－－－かしわの葉及びさるとりいばらの葉	
	491	－－－－かしわの葉		KG		491	－－－－かしわの葉	KG
	492	－－－－さるとりいばらの葉		KG		492	－－－－さるとりいばらの葉	KG
	499	－－－その他のもの		KG		499	－－－その他のもの	KG
［略］					［同左］			
16.01					16.01			
～		［略］			～		［同左］	
16.03					16.03			
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
		－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
1604.11					1604.11			
～		［略］			～		［同左］	
1604.18					1604.18			
1604.19		－－その他のもの			1604.19		－－その他のもの	
	030	－－－さんま		KG			［新規］	
	040	－－－節類（さんまのものを除く。）		KG		020	－－－節類	KG
	090	－－－その他のもの		KG		090	－－－その他のもの	KG
1604.20					1604.20			
～		［略］			～		［同左］	
1604.32					1604.32			
16.05		［略］			16.05		［同左］	
［略］					［同左］			

22.01								22.01					
〜		［略］						〜		［同左］			
22.05								22.05					
22.06								22.06					
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）						2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	100	－アルコール分が１％未満のもの		L	KG			100	－アルコール分が１％未満のもの			L	KG
		－その他のもの							－その他のもの				
	210	－－清酒及び濁酒			L			210	－－清酒及び濁酒				L
		－－その他のもの							－－その他のもの				
	221	－－－発酵酒（清酒を除く。）と第２０．０９項又は第２２．０２項の物品との混合物			L			221	－－－発酵酒（清酒を除く。）と第２０．０９項又は第２２．０２項の物品との混合物				L
		－－－その他のもの							－－－その他のもの				
	225	－－－－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの			L				－－－－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの				
								223	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１０号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）				L
								224	－－－－－その他のもの				L
		－－－－その他のもの							－－－－その他のもの				
	228	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１０号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）			L			228	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）				L
	229	－－－－－その他のもの			L			229	－－－－－その他のもの				L
22.07								22.07					

～ 22.09		［略］			～ 22.09		［同左］				
［略］					［同左］						
25.01 ～ 25.18 25.19 2519.10 2519.90	 000	 ［略］ 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。） ［略］ －その他のもの		 MT	25.01 ～ 25.18 25.19 2519.10 2519.90	 <					

		－－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物及び合金を除く。）									
	110	－－－スカンジウム	KG								
	120	－－－イットリウム	KG								
	130	－－－ランタン	KG								
	140	－－－セリウム	KG								
	150	－－－プラセオジム	KG								
	160	－－－ネオジム	KG								
	170	－－－サマリウム	KG								
	180	－－－ユウロピウム	KG								
	190	－－－ガドリニウム	KG								
	200	－－－テルビウム	KG								
	210	－－－ジスプロシウム	KG								
	220	－－－ホルミウム	KG								
	230	－－－エルビウム	KG								
	240	－－－ツリウム	KG								
	250	－－－イッテルビウム	KG								
	260	－－－ルテチウム	KG								
		－－その他のもの									
	910	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物又は合金	KG								
	920	－－－セリウム及びランタンの混合物又は合金（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）	KG								
	990	－－－その他のもの	KG								
2805.40		［略］		2805.40	［同左］						
		［略］			［同左］						
28.06				28.06							
〜		［略］		〜	［同左］						
28.45				28.45							
28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		28.46	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物						
2846.10		［略］		2846.10	［同左］						
2846.90		－その他のもの		2846.90	－その他のもの						

	230	－－酸化スカンジウム	KG			［新規］			
	210	－－酸化イットリウム	KG		210	－－酸化イットリウム		KG	
	220	－－酸化ランタン	KG		220	－－酸化ランタン		KG	
	240	－－酸化プラセオジム	KG			［新規］			
	250	－－酸化ネオジム	KG			［新規］			
	260	－－酸化サマリウム	KG			［新規］			
	270	－－酸化ユウロピウム	KG			［新規］			
	280	－－酸化ガドリニウム	KG			［新規］			
	300	－－酸化テルビウム	KG			［新規］			
	310	－－酸化ジスプロシウム	KG			［新規］			
	320	－－酸化ホルミウム	KG			［新規］			
	330	－－酸化エルビウム	KG			［新規］			
	340	－－酸化ツリウム	KG			［新規］			
	350	－－酸化イッテルビウム	KG			［新規］			
	360	－－酸化ルテチウム	KG			［新規］			
		－－希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの混合物の無機又は有機の化合物							
	501	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物の酸化物	KG			［新規］			
	502	－－－セリウム及びランタンの混合物（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）の酸化物	KG			［新規］			
	590	－－－その他のもの	KG			［新規］			
	290	－－その他のもの	KG		290	－－その他のもの		KG	
28.47		［略］		28.47		［同左］			
28.49		［略］		28.49		［同左］			
28.50				28.50					
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）		2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）		KG	
	010	－窒化ガリウム	KG						
	090	－その他のもの	KG						
28.52		［略］		28.52		［同左］			
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を		28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を			

		除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）					除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		－その他のもの			2853.90		－その他のもの		
	010	－－リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		KG		010	－－リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		KG
	020	－－砒化ガリウム		KG			［新規］		
	090	－－その他のもの		KG		090	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01					29.01				
～		［略］			～		［同左］		
29.30					29.30				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10					2931.10				
～		［略］			～		［同左］		
2931.59					2931.59				
2931.90		－その他のもの			2931.90	000	－その他のもの		KG
	010	－－トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		KG					
	090	－－その他のもの		KG					
29.32					29.32				
～		［略］			～		［同左］		
29.42					29.42				
［略］					［同左］				
38.01					38.01				
～		［略］			～		［同左］		
38.17					38.17				
38.18					38.18				
3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
	010	－けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これ				010	－けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これ		

		らに類する形状にしたもの		KG			らに類する形状にしたもの		KG
		－その他のもの				020	－その他のもの		KG
	021	－－窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		KG					
	029	－－その他のもの		KG					
38.19					38.19				
〜		［略］			〜		［同左］		
38.27					38.27				
［略］					［同左］				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10					6001.10				
〜		［略］			〜		［同左］		
6001.29					6001.29				
		－その他のもの					－その他のもの		
6001.91		［略］			6001.91		［同左］		
6001.92		－－人造繊維製のもの			6001.92		－－人造繊維製のもの		
	015	－－－ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が１４２センチメートル以上のものに限る。）		KG		015	－－－ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が１４２センチメートル以上のものに限る。）		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	020	－－－－たてメリヤスのもの		KG		020	－－－－たてメリヤスのもの		KG
		－－－－その他のもの					－－－－その他のもの		
							－－－－－合成繊維製のもの		
	092	－－－－－ポリエステル製のもの		KG		092	－－－－－－ポリエステルのもの		KG
						094	－－－－－－その他のもの		KG
	099	－－－－－その他のもの		KG		099	－－－－－再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG
6001.99		［略］			6001.99		［同左］		
60.02					60.02				
〜		［略］			〜		［同左］		
60.06					60.06				
［略］					［同左］				
62.01					62.01				

～		［略］			～		［同左］				
62.14					62.14						
62.15		ネクタイ			62.15		ネクタイ				
6215.10	000	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	6215.10		－絹（絹のくずを含む。）製のもの				
						010	－－表地が絹のみから成るもの	NO	KG		
						090	－－その他のもの	NO	KG		
6215.20		［略］			6215.20		［同左］				
6215.90		［略］			6215.90		［同左］				
62.16		［略］			62.16		［同左］				
62.17		［略］			62.17		［同左］				
［略］					［同左］						
		［略］					［同左］				
72.01					72.01						
～		［略］			～		［同左］				
72.07					72.07						
72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が６００ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が６００ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）				
7208.10					7208.10						
～		［略］			～		［同左］				
7208.40					7208.40						
		－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）					－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）				
7208.51		－－厚さが１０ミリメートルを超えるもの			7208.51		－－厚さが１０ミリメートルを超えるもの				
		－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの					－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの				
	011	－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの		KG		011	－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの			KG	
	019	－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの		KG		019	－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの			KG	
		－－－その他のもの					－－－その他のもの				
	020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの		KG			－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの				
						021	－－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの			KG	
						029	－－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの			KG	
	030	－－－－その他のもの		KG		030	－－－－その他のもの			KG	

7208.52		－－厚さが４．７５ミリメートル以上１０ミリメートル以下のもの			7208.52		－－厚さが４．７５ミリメートル以上１０ミリメートル以下のもの		
		－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの					－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの		
	011	－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの	KG			011	－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの		KG
	019	－－－－その他のもの	KG			019	－－－－その他のもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの	KG			020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの		KG
	030	－－－－その他のもの	KG				－－－－その他のもの		
						031	－－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの		KG
						039	－－－－－その他のもの		KG
7208.53					7208.53				
～		［略］			～		［同左］		
7208.90					7208.90				
72.09					72.09				
～		［略］			～		［同左］		
72.24					72.24				
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル以上のものに限る。）			72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル以上のものに限る。）		
		－けい素電気鋼のもの					－けい素電気鋼のもの		
7225.11		［略］			7225.11		［同左］		
7225.19		－－その他のもの			7225.19		－－その他のもの		
	010	－－－厚さが０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の３．０％以上のものに限る。）	KG			010	－－－厚さ０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の３．０％以上のものに限る。）		KG
	090	－－－その他のもの	KG			090	－－－その他のもの		KG
7225.30					7225.30				
～		［略］			～		［同左］		
7225.99					7225.99				
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）			72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）		
		－けい素電気鋼のもの					－けい素電気鋼のもの		
7226.11		［略］			7226.11		［同左］		
7226.19		－－その他のもの			7226.19		－－その他のもの		
	010	－－－厚さが０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重				010	－－－厚さ０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量		

		量の３．０％以上のものに限る。）		KG			の３．０％以上のものに限る。）		KG
	090	－－－その他のもの		KG		090	－－－その他のもの		KG
7226.20					7226.20				
〜		［略］			〜		［同左］		
7226.99					7226.99				
72.27					72.27				
〜		［略］			〜		［同左］		
72.29					72.29				
［略］					［同左］				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼			73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10		［略］			7301.10		［同左］		
7301.20		－形鋼			7301.20	000	－形鋼		KG
	010	－－Ｈ形鋼		KG					
	090	－－その他のもの		KG					
73.02					73.02				
〜		［略］			〜		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11					7306.11				
〜		［略］			〜		［同左］		
7306.50					7306.50				
		－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61		－－横断面が正方形又は長方形のもの			7306.61		－－横断面が正方形又は長方形のもの		
	100	－－－合金鋼製のもの		KG		100	－－－合金鋼製のもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
		［削除］				910	－－－－一辺の長さが２００ミリメートル以上のもの		KG
	920	－－－－プレスコラム		KG			［新規］		
	990	－－－－その他のもの		KG		990	－－－－その他のもの		KG
7306.69		［略］			7306.69		［同左］		

7306.90		［略］			7306.90		［同左］				
73.07		［略］			73.07		［同左］				
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第９４．０６項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第９４．０６項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品				
7308.10					7308.10						
〜		［略］			〜		［同左］				
7308.40					7308.40						
7308.90		－その他のもの			7308.90		－その他のもの				
		－－構造物及びその部分品				010	－－構造物及びその部分品		KG		
	011	－－－鉄骨		KG							
	019	－－－その他のもの		KG							
	090	－－その他のもの		KG		090	－－その他のもの		KG		
73.09					73.09						
〜		［略］			〜		［同左］				
73.26					73.26						
［略］					［同左］						
81.01					81.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
81.11					81.11						
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）				
		［略］					［同左］				
8112.12					8112.12						
〜		［略］			〜		［同左］				
8112.69					8112.69						
		－その他のもの					－その他のもの				
8112.92		－－塊、くず及び粉			8112.92		－－塊、くず及び粉				
	100	－－－インジウムのもの		KG		100	－－－インジウムのもの		KG		

	200	－－－バナジウムのもの		KG		200	－－－バナジウムのもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	910	－－－－ゲルマニウムのもの		KG		910	－－－－ゲルマニウムのもの		KG
	920	－－－－ガリウムのもの		KG			［新規］		
	990	－－－－その他のもの		KG		990	－－－－その他のもの		KG
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
～		［略］			～		［同左］		
84.14					84.14				
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10		［略］			8415.10		［同左］		
8415.20		［略］			8415.20		［同左］		
		－その他のもの					－その他のもの		
8415.81		［略］			8415.81		［同左］		
8415.82		［略］			8415.82		［同左］		
8415.83	000	－－冷却ユニットを自蔵しないもの		NO	8415.83		－－冷却ユニットを自蔵しないもの		
						091	－－－定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO
						099	－－－その他のもの		NO
8415.90		［略］			8415.90		［同左］		
84.16					84.16				
～		［略］			～		［同左］		
84.80					84.80				
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10					8481.10				
～		［略］			～		［同左］		
8481.40					8481.40				

8481.80	000	－その他の物品	NO	KG	8481.80		－その他の物品				
						010	－－鉄鋼製のもの	NO	KG		
						020	－－銅製のもの	NO	KG		
						090	－－その他のもの	NO	KG		
8481.90		［略］			8481.90		［同左］				
84.82					84.82						
～		［略］			～		［同左］				
84.87					84.87						
［略］					［同左］						
85.01					85.01						
～		［略］			～		［同左］				
85.04					85.04						
85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド				
		－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの					－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの				
8505.11		－－金属製のもの			8505.11	000	－－金属製のもの		KG		
		－－－ネオジム鉄ほう素磁石									
	011	－－－－ボンド磁石		KG							
	012	－－－－テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		KG							
	019	－－－－その他のもの		KG							
	020	－－－サマリウムコバルト磁石		KG							
	030	－－－サマリウム鉄窒素ボンド磁石		KG							
	090	－－－その他のもの		KG							
8505.19		－－その他のもの			8505.19	000	－－その他のもの		KG		
	010	－－－フェライト磁石		KG							
	090	－－－その他のもの		KG							
8505.20		［略］			8505.20		［同左］				
8505.90		［略］			8505.90		［同左］				
85.06					85.06						
～		［略］			～		［同左］				

85.16						85.16					
85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第８４．４３項、第８５．２５項、第８５．２７項及び第８５．２８項の送受信機器を除く。）				85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第８４．４３項、第８５．２５項、第８５．２７項及び第８５．２８項の送受信機器を除く。）			
		［略］						［同左］			
8517.11						8517.11					
〜		［略］				〜		［同左］			
8517.18						8517.18					
		－その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）						－その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）			
8517.61		［略］				8517.61		［同左］			
8517.62	000	－－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）		NO		8517.62		－－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）			
							010	－－－スイッチング機器及びルーティング機器			NO
							090	－－－その他のもの			NO
8517.69						8517.69					
〜		［略］				〜		［同左］			
8517.79						8517.79					
85.18						85.18					
〜		［略］				〜		［同左］			
85.49						85.49					
［略］						［同左］					